

出席停止のお知らせ

科 年 組 番 氏名

学校保健安全法第19条の規定により、出席停止を命じましたので通知いたします。
治癒後、下記証明書を学校に提出して下さい。

- * 停止期間中は、「出席停止」措置となり、欠席扱いになりません。
- * 一日も早く登校できるよう治療に専念し、医師より登校の許可があった時は、速やかに証明書を学校に提出して下さい。

出席停止期間の基準 (平成24年4月1日より)

	病 名	出 席 停 止 期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、鳥インフルエンザ、痘そう、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、及び新型インフルエンザ	医師の許可があるまで(治癒するまで)
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ、新型インフルエンザを除く。)	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医または、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症(O157など)、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症にかかったとき	病状により学校医または、その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで

※ただし、病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。

主治医殿

学校保健安全法第19条の規定により、学校において伝染病(感染症)の蔓延を防ぐため出席停止を指示しましたので、下記証明書につきまして、ご記入いただきますようお願い申し上げます。

治 癒 証 明 書

1, 病 名 :

2, 期 間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記の出席停止の理由となった疾病については、他に伝染(感染)の恐れがなく出席して差し支えないと認める。

平成 年 月 日

医療機関名
医師氏名

印